

## 緊急案内

11月28日、新・建築士制度がスタートします。  
建築士資格者は、大改正された今、是非、受講願います。

# 「平成20年改正建築士法・政省令解説講習会」のご案内

〈専攻建築士制度特別認定研修（CPD6単位）〉

平成19年6月20日に改正建築基準法が施行されましたが、さらに、建築物の安全性及び建築士制度に対する国民の信頼を回復するための施策として、建築士制度の抜本的な見直しを図られ、平成20年11月28日に改正建築士法が施行されます。建築士法の改正の主な骨子は、

- ① 建築士の資質・能力の向上（建築士に対する定期講習会の受講義務付等）
- ② 高度な専門能力を有する建築士による構造設計及び設備設計の適正化（構造設計一級建築士等による法適合チェック義務付け）
- ③ 設計・工事監理業務の適正化、消費者への情報開示（重要事項説明の義務、建築士名簿の閲覧等）
- ④ 団体による自律的な監督体制の確立（建築士事務所協会等の法制化）

などです。建築士の皆様におかれましては、建築業務上、多大に影響を受ける極めて重要な事項の内容になります。

つきましては、建築士の皆様には一日も早く今回の改正内容をご理解いただき、制度の見直しに早急に取り組むとともに円滑な建築業務の遂行を願いたく、是非この機会に受講いただきますようご案内申し上げます。

【主 催】                   （社）山梨県建築士会                   （社）山梨県建築士事務所協会

## 1. 講習会内容・講師

時 間	講 習 内 容	講 師
9:30～12:00 (150分)	建築士制度の見直しの概要と改正内容 の解説等	山梨県県土整備部 建築指導 担当

## 2. 会 場

	日 程	会 場	定 員
甲府	11月19日	山梨県建設業協会 甲府支部会館 3階ホール 甲府市丸の内一丁目-13-7	200名
都留	12月 3日	男女共同参画推進センター 3階大研修室 都留市中央三丁目9-3	70名

なお、甲府会場は駐車場がありませんのでご注意ください。

## 3. 受講料（テキスト代込み）           テキストは当日会場でお渡し致します。

主催団体会員           7,000円（建築士会会員・事務所協会会員）  
一 般                   9,000円

#### 4. 申込方法

下記申込書に必要事項を記入の上、受講料を添えて（社）山梨県建築士会事務局へ  
11月14日（金）までに申し込んで下さい。

なお、郵送又はFAXでお申込みの方は受講料を下記銀行口座へお振り込みのうえ、  
振込受領書のコピーを添えて下さい。

【振込先】 山梨中央銀行本店 普通 NO. 1007224  
（社）山梨県建築士会 会長 渡邊 正

#### 5. 申込先・問合せ先

（社）山梨県建築士会 事務局

甲府市丸の内一丁目14-19

TEL 055-233-5414

FAX 055-233-5415

----- キ リ ト リ セ ン -----

### 「平成20年改正建築士法・政省令解説講習会」申込書

氏名					
住所					
勤務先名	該当するところに○印をして下さい				
	会場	甲府 (11月19日)	都留 (12月3日)		
電話 (連絡先)	会員別 受講料	建築士会 7,000	事務所協会 7,000	非会員 9,000	

※ この申込書に記載された個人情報 は講習会実施に関して必要な書類の作成、  
連絡等に使用し、それ以外の目的には使用しません。